

【2026年度】

一般社団法人三和酒類地域文化振興会奨学生募集要項

社団および奨学金の概要

社団 概要

名称	一般社団法人三和酒類地域文化振興会
設立の目的	この法人は、麴・酒文化の礎となる自然と地域との共栄を目指し、社会の発展・貢献活動に資する人材育成と共に、地域社会のより良い未来の形成と発展に寄与することを目的とする。
設立会社	三和酒類株式会社
代表理事	和田 久継
設立	2022年1月20日
事業内容	(1)地域コミュニティの活性化及び振興に関する事業 (2)地域文化の振興及び研究に対する支援・助成に関する事業 (3)学生に対する奨学金の給付又は貸付事業 (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金 概要

名称	一般社団法人三和酒類地域文化振興会奨学金
目的	大分県内の高等学校を卒業し、大学で学ぶ学生のうち、経済的理由で就学が困難となっている学生へ奨学金給付を通じて、有為な人材の育成に寄与する。
対象 特徴	大学1年生 ・当法人の奨学金に返還の義務はありません。 ・当法人の設立会社等への入社などの付帯義務を負うものではありません。 ・他団体の奨学金との併給も可能とします。

奨学金の募集内容-1/2

採用予定人数	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>大分県内の高校を卒業し、大学で学ぶ1年生 15名程度</u> 								
奨学金の 給付月額 及び期間	<table border="1" data-bbox="533 432 2016 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 432 1048 485">対象</th> <th data-bbox="1048 432 1227 485">給付月額</th> <th data-bbox="1227 432 2016 485">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 485 1048 533">大学生(1年)</td> <td data-bbox="1048 485 1227 533">30,000円</td> <td data-bbox="1227 485 2016 533">2026年4月より最長2030年3月まで(正規の最短修業期間)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 564 1771 596">※ 新規採用の場合は、2026年9月に2026年4月から遡及して、2026年4月～9月の6か月分を支給します。</p> <p data-bbox="533 596 1010 628">※ 以降は、原則1か月に1回支給します。</p>			対象	給付月額	期間	大学生(1年)	30,000円	2026年4月より最長2030年3月まで(正規の最短修業期間)
対象	給付月額	期間							
大学生(1年)	30,000円	2026年4月より最長2030年3月まで(正規の最短修業期間)							
採用基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>大学1年生</u> ■ <u>出願する年度の4月現在、大学1年に在学する者</u> ■ 2026年4月1日時点で、原則として大学生は満23歳以下であること ■ 成績要件及び収入要件を満たしていること(※1) ■ 在学する学校長、学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者 ■ 学費の支弁が困難と認められる者 ■ 心身ともに優れている者 ■ ※1 成績要件、収入要件は次ページに記載 								
奨学生の義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 奨学生は、次年度の奨学金給付のために毎年度末に学業成績表、家計支持者の収入を証明する書類及び在学証明書等を代表理事あてに提出する必要があります。 ■ 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。 ■ 奨学生は、奨学金給付後も当法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります。 ■ 成績不良、操行不良等、当法人奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。 								

奨学金の募集内容-2/2(成績要件及び収入要件)

対象	成績要件	収入要件
大学1年生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則、高校生3年間の評定平均が4.00以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目安となる家計収入の上限は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ● 給与収入世帯の場合： 世帯合計収入700万円未満 ● 給与収入以外の世帯： 自営業などその他収入350万円未満 ※ 収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮する
<p>【参考】 大学2年生以降、継続給付希望時 (大学2年生～4年生)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則、前年度までの成績(GPA(Grade Point Average))が3.00以上 [2年生]前年度1年間(1年生)のGPAの標準が3.00以上 [3年生]1年生～2年生分の累計GPAの標準が3.00以上 [4年生]1年生～3年生分の累計GPAの標準が3.00以上 	

提出書類および選考

提出書類

■ 提出書類

- ① 奨学生願書(所定様式による)
- ② 写真(たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付)
- ③ 研究計画書または授業で取り組んでいること(所定の用紙に記載のこと。5枚以内)
- ④ 収入(年収額)を証明する書類(源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明の写で可)
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 学業成績証明書(高等学校1年から3年までの評定平均が記載されているもの)
- ⑦ 推薦書(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官)のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定のものが存在する場合はそれを使用)

* 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

* 募集要項・願書・研究計画書データは以下の二次元コードからダウンロードをお願いします。



<https://iichiko.box.com/s/0i6yjcu9kek2dwl3rf7l3q395g5w1xi2>

学内〆切 4月8日

選考

■ 選考

- 書類選考及び面談(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します。

※ 奨学生に決定した方に対しては、9月から奨学金の給付を行います。応募書類は返却しません。

※ 募集要項に記載された内容以外は、当法人奨学金給付規程の定めに拠ります。

その他

個人情報に関する取り組み

- 提供された個人情報は、「一般社団法人三和酒類地域文化振興会個人情報保護方針」に従い適切に管理します
- 提供された個人情報は、当法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します
- 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます
- 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください
 一般社団法人三和酒類地域文化振興会(事務局:幸)
 〒879-0467 大分県宇佐市大字山本2231-1 電話:0978-32-3000 e-mail:info-chiikibunka@sanwa-shurui.or.jp

【参考】 継続給付希望時のGPAの算出について

- 在学大学が5段階評価か4段階評価かに応じて、表1の対応関係をもとに自身の大学の評価をGPIに換算し下記の通りGPAを算出すること
- GPAの算出方法

$$GPA = \{ (4 \times GP\text{相当の単位数}) + (3 \times GP3\text{相当の単位数}) + (2 \times GP2\text{相当の単位数}) + (1 \times GP1\text{相当の単位数}) + (0 \times GP0\text{相当の単位数}) \} / \text{総単位数(全科目の単位の合計)}$$
- 合否判定のみの科目は算定から除外すること

評価とGP(グレードポイント)の対応関係

5段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F	
	A+	A	B	C	F	
	秀	優	良	可	不可	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)

4段階評価の場合

評価の例	A	B	C	---	F	
	優	良	可	---	不可	
点数	100-80	79-70	69-60	---	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)